

熊野町障害福祉サービス 事業所ガイドブック

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等について
熊野町内事業所と協力機関をご案内します。

熊野町観光大使
ふでりん



はじめに

「熊野町障害福祉サービス事業所ガイドブック」は、熊野町自立支援協議会事務局会議に参加していただいている事業所、町内事業所と町との協働で、作成いたしました。

事務局会議は、町内の障害福祉サービス事業所が中心となり、町内の障害者・障害児支援に関する課題解決に向けた取り組みを行っています。

このガイドブックは、写真やイラストを活用するなどそれぞれの事業所をわかりやすく紹介しております。

皆様に広くご活用いただき、お役立ていただければ幸いです。

熊野町自立支援協議会

【事務局】 熊野町 社会福祉課 地域・障害者福祉グループ

目 次

I サービスの案内

日中活動できる場所がほしい！	．．．．P3
自宅以外で安心して過ごせる場所はあるの？	．．．．P3
働きたい！	．．．．P4
自宅で安心して暮らしたい！	．．．．P4
子どもが利用できるサービスはあるの？	．．．．P5
自己負担額について	．．．．P6

II 町内各事業所紹介

1 障害者支援事業所

① 障害者活動センター あゆみ	．．．．P9
② あゆみホーム ぴーす	．．．．P10
③ らいふスペースともある	．．．．P11
④ スペースぶなの森	．．．．P12
⑤ L E A F	．．．．P13
⑥ ミレット	．．．．P14
⑦ 熊野町社協訪問介護センター	．．．．P15
⑧ すみれ介護ステーション	．．．．P16
⑨ 芸南たすけあい 熊野事業所	．．．．P17
⑩ ヘルパーステーション わいず	．．．．P18

2 障害児通所支援事業所

- ⑪ 児童デイサービス はれのいえ P21
- ⑫ 放課後等デイサービス ららぽーと くまの P22
- ⑬ エンジェルサポート広島スクール P23
- ⑭ 児童デイサービスセンター にじのいえ P24
- ⑮ 児童発達支援・放課後等デイサービス
 L e i A l o h a (レイ アロハ) P25

3 計画相談支援事業所

- ⑯熊野町社協障がい者相談支援センター P29
- ⑰障害者活動センター あゆみ P29
- ⑱スペースぶなの森 P30
- ⑲ L E A F (リーフ) P30
- ⑳相談支援事業所 結 (ゆい) P31
- ㉑相談支援事業所 心那 (ここな) P31
- ㉒指定特定相談支援事業所トワクルール P32

4 協力機関

- ㉓ 呉やけやま病院 P35
- ㉔ 浅田心療クリニック P36
- ㉕ 社会福祉法人 つつじ
 広島東障害者就業・生活支援センター P37

Ⅲ サービス申請の流れ（新規・更新）

．．．．P40-41

Ⅳ 相談窓口

① 主な相談窓口 ．．．．P45

② 身体障害者相談員 ．．．．P45

③ 知的障害者相談員 ．．．．P45

Ⅴ 町内障害福祉サービス事業所マップ

障害者支援事業所 ．．．．P48-51

障害児通所支援事業所 ．．．．P52-53

I サービスの案内

どのようなサービスを利用することができるのかを、目的別に簡単にご案内いたします。

また、サービスの利用にあたっては自己負担が発生する場合がありますので、その点についてもご説明いたします。

日中活動できる場所がほしい！

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

《提供事業所》

障害者活動センター あゆみ、らいふスペースともある

自宅以外で安心して過ごせる 場所はあるの？

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助や食事や入浴、排せつの介護等を行います。

《提供事業所》

あゆみホーム ピーす、ソーシャルインクルー広島熊野町

短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う者の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする障害者等について入浴、排せつ及び食事などのサービスを行います。

《提供事業所》

障害者活動センターあゆみ、あゆみホーム ピーす
ショートステイエミナす、ソーシャルインクルー広島熊野町

働きたい！

就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《提供事業所》

LEAF、スペースぶなの森、ミレット

就業・生活支援センター

就業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行います。

《提供事業所》

広島東障害者就業・生活支援センター

自宅で安心して暮らしたい！

居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

《提供事業所》

熊野町社協訪問介護センター、芸南たすけあい、
すみれ介護ステーション、ヘルパーステーションわいず
えみある訪問介護事業所

重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び知的障害並びに精神障害により行動上著しい困難を有するもので、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が居宅を訪問し自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時における移動の介護等を総合的に行います。

《提供事業所》

熊野町社協訪問介護センター、芸南たすけあい、
すみれ介護ステーション、ヘルパーステーションわいず
えみある訪問介護事業所

同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介助を行います。

《提供事業所》

芸南たすけあい、えみある訪問介護事業所

移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行います。

《提供事業所》

熊野町社協訪問介護センター、芸南たすけあい、
すみれ介護ステーション、ヘルパーステーションわいず
えみある訪問介護事業所

子どもが利用できる
サービスはあるの？

放課後等デイサービス

就学している障害児につき、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

《提供事業所》

はれのいえ、にじのいえ、ららぽーと くまの
エンジェルサポート広島スクール、Lei Aloha

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。

《提供事業所》

エンジェルサポート広島スクール、Lei Aloha

自己負担額について

福祉サービスの利用にあたっては、下記の区分のとおり負担上限月額が設定されます。

また、利用するサービスによっては、これ以外にも一部実費がかかる場合があります。実費分については、利用される事業所にご確認ください。

18歳以上の障害者が 利用する場合

本人およびその配偶者について、

1. 生活保護世帯
→月額0円
2. 非課税世帯
→月額0円
3. 町民税所得割の合算が16万円未満
→月額9,300円
4. 町民税所得割の合算が16万円以上
→月額37,200円

18歳未満の児童が 利用する場合

利用決定保護者について、

1. 生活保護世帯
→月額0円
2. 非課税世帯
→月額0円
3. 町民税所得割の合算が28万円未満
→月額4,600円
4. 町民税所得割の合算が28万円以上
→月額37,200円

※ 児童発達支援について、お子さんが3歳になられた翌年度4月から就学までの期間については、負担額は発生しません。

Ⅱ 町内各事業所紹介

町内各所の事業所の紹介を行います。

事業所の場所については、「Ⅴ 町内障害福祉サービス事業所マップ」をご覧ください。

1 障害者支援事業所

主に日中の活動の場や、ヘルパー事業所となります。

①社会福祉法人あゆみ会 障害者活動センター あゆみ

生活介護・短期入所



■生活介護

【定 員】20名

【活動時間】9:50~15:30

【休 所 日】土・日・祝日

【活動内容】

- ・生産活動（焼肉のたれの製造、産直卵のパック詰め・配達など）
- ・余暇活動（創作・音楽・体操・レクリエーションなど）

■短期入所

【定 員】4名

【実 施 日】原則 火・木・金曜

「あゆみ」の想い ～

障害者も地域の中で
普通の暮らしがしたい！

障害をもつ人が安心して暮らせる町は、誰もが安心して暮らせる町です。

「あゆみ」は、「障害者も地域の中で当たり前暮らしたい！」という願いの実現をめざしています。たがいに個性を認め合い、誰もが快適に、そしてその人らしく過ごせるよう心がけて、活動しています。「今日も楽しかった」と思える毎日を重ねるために…



〒731-4229 安芸郡熊野町平谷五丁目260番地1
電話：082-855-2150 FAX：082-855-0701
e-mail：ayumi2007@cotton.ocn.ne.jp

②社会福祉法人あゆみ会 あゆみホームぴーす

共同生活援助・短期入所



共同生活援助事業の内容

共同生活を営む住居で、日常生活を快適に送るために必要な介護・支援（入浴、排泄、食事、相談など）を行います。

また、日中活動の関係事業所等との連携調整や、余暇活動の支援等も行います。

グループホーム （共同生活援助事業）とは

障害のある人が、おもに夜間において、共同生活を営む住居です。

入浴・排泄・食事など、入居者それぞれが快適に暮らせるよう、個々に必要な介護や支援を行います。いろいろな相談にものります。生活への不安を除き、心も身体も気持ちよく、楽しく暮らせることをめざします。



〒731-4215 安芸郡熊野町城之堀一丁目8番3号
電話：082-516-5850

③らいふスペースともある

生活介護



【対象】 18歳以上の障害がある方

【定員】 20名

【活動時間】 9:30～15:45

【開所日】 火曜日～ 土曜日

【活動内容】

野菜を作ろう、歌を歌おう

絵を描こう、手芸をしよう

のんびりしよう、お散歩に行こう

【行事】 餅つき、花見、夏祭り、豆まき
などなど

「えみある」とは？

訪問介護では「笑顔がある」「笑いがある」をモットーに、サービスを身近に感じてもらうために「笑み」が「有る」で、「えみある」と名付けました。

「ともある」とは？

生活介護では「友」と「共」に「在る」をモットーに、みんなで過ごすことを楽しいと感じてもらうために「友」と「在る」で「ともある」と名付けました。

「えみなす」とは？

短期入所では「笑顔」を「成す（作る）」をモットーに、1日を笑顔で終わって欲しいとの願いから「笑み」を「成す」で「えみなす」と名付けました。



らいふスペースともある以外にも、

・ ショートステイえみなす

短期入所

・ えみある訪問介護事業所

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護

移動支援

を併設しています。

〒731-4215 安芸郡熊野町城之堀九丁目9番49号
電話：082-847-3940 FAX：082-847-3941
e-mail：eandt.0418@ynao1.net

④スペースぶなの森

就労継続支援B型



コットン選別

【対象者】精神科病院またはクリニックに通院中の方で、18歳以上の方。

【定員】20名

【活動時間】9:30～15:30

【休所日】日曜、月曜、祝日

【活動内容】

1階の喫茶・レストランでは、接客、調理補助、食器洗浄などを行います。

2階では筆、自動車部品、コットン、箸袋などの軽作業も行っています。



箸袋制作



喫茶調理

〒731-4227 安芸郡熊野町貴船2番20号
電話：082-854-0650 FAX：082-854-0650
e-mail：buna_mori@gaea.ocn.ne.jp

⑤ L E A F

就労継続支援B型



【対 象 者】18歳以上の障がいのある方

【定 員】20名

【活動時間】10:00～16:00

【休 所 日】土・日・祝日

【活動内容】

- ①ボールペン・シャープンの組み立て等
- ②筆に関する軽作業
- ③農作業
- ④イベント・お祭りへの出店
- ⑤季節行事（お花見など）
- ⑥趣味（カーブ観戦、釣りなど）

L E A Fは・・・

- ✿「働きたい、居場所がほしい、仲間を作りたい」という方が集まる作業所です。
- ✿「笑うことが元気の源」を合言葉に、毎日笑って過ごしています。
- ✿周りは山・畑・田んぼの自然豊かで静かな環境です。
- ✿時には忙しく仕事をし、時にはのんびりと息抜きをしています。
- ✿L E A Fを卒業した方、ちょっと体験してみたい方、近所の方など、誰でもふらっと立ち寄れる場所を目指しています。



〒731-4222 安芸郡熊野町呉地四丁目11番5号

電話：082-562-2129 FAX：082-562-2129

e-mail: leaf_kumano@ybb.ne.jp

⑥就労継続支援B型事業所 ミレット

就労継続支援B型

*concept

ミレット（millet）フランス語で「雑穀」の意味をもつ雑穀のようにどのような環境にも適応し、「つよく」「たくましく」「自分らしく輝ける場所」となるように願いがこめられています。

就労活動を通じて誰もが安心して住み慣れた地域での暮らしを継続することができるようお手伝いします。



事業内容 障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設です。地域で生活する障がいのある方で、現時点で一般企業への就労が困難な方に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練などを供与することを目的としています。

対 象 者 18歳以上の障がいのある方

利用定員 20名

活動時間 10:00～16:00

開 所 日 月・火・水・木・金・土・日（年末年始除く）

活動内容 ①園芸作業（花苗の生産と販売）

②地域での活動

（学校関係への苗の納品及び公共施設等への苗の納品及び花壇管理）

③熊野筆にかかわる軽作業

④季節の行事（納涼会・クリスマス会など）

お知らせ 電話・メール等でお問い合わせいただければ、随時施設見学可能です。
（事前にご連絡をお願いします）

〒731-4222 安芸郡熊野町呉地一丁目19番46号

電話：090-7995-2582 FAX：082-521-2945

e-mail：comecome-millet@outlook.jp

⑦熊野町社協訪問介護センター



居宅介護・重度訪問介護

移動支援



熊野町社協
イメージキャラクターふでまるくん

基本理念 “愛 笑顔 感謝”

サービスの利用者のみならず熊野町民に安心と信頼を与える福祉サービスの実践に努めます。同時に職員の資質の向上を図り、安定した経営を目指します。そして、福祉を通して、人々の豊かでゆとりのある生活と文化の向上に寄与します。

事業内容

★営業日 月曜日から金曜日まで

※祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は原則として休業します

★営業時間

◎8：30～17：15分

★活動内容

◎障害福祉サービス

- ・居宅介護サービス
- ・重度訪問介護サービス

◎地域生活支援事業

- ・移動支援事業

〒731-4214 安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号（熊野町地域福祉会館内）

電話：082-820-5230 FAX：082-820-5082

e-mail：Kaigocenter@mist.ocn.ne.jp

ホームページ：<http://park11.wakwak.com/~kumano-shakyo/jigyoku/kaigo/kaigo01.html>

⑧すみれ介護ステーション

居宅介護・重度訪問介護

移動支援



事業内容

【対象者】身体障害者・知的障害者・
精神障害者・障害児

【営業日】月曜日～金曜日
(年末年始 日祝日除く)

【営業時間】9:00～18:00

【活動内容】

◎障害福祉サービス

- ・居宅介護サービス
- ・重度訪問介護サービス

◎地域生活支援事業

- ・移動支援事業

かむながら～デイサービス～
すみれ介護ステーション
居宅介護支援事業所 すみれ
※介護のご相談・お問い合わせ [熊野町呉地5丁目33-32]
TEL 082-855-2696

利用者本位を理念とし、日々介護に対して前向きに、そして誠実に職員一同、笑顔で取り組んでおります。

〒731-4222 安芸郡熊野町呉地五丁目33番32号
電話：082-855-2696 FAX：082-847-6968

⑨特定非営利法人 芸南たすけあい 熊野事業所

居宅介護・重度訪問介護・同行援護

移動支援



NPO法人芸南たすけあいは、平成7年に有償ボランティア活動を目的として会を設立し、平成12年に介護保険制度の導入に伴い、訪問介護事業所として参入、平成13年居宅事業所を設立しました。

理念として、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせる生活、そして、心豊かな地域社会を構築するためにベストをつくし活動しています。自立に向けての介護を目標にしてヘルパー・スタッフ皆仲がよく楽しく働いています。

事業内容

【対象者】身体障害者・知的障害者
・精神障害者・障害児

【営業日】月曜日～金曜日

(土・日・祝日は除く)

※営業日、営業時間外の電話は転送されるようになっており、24時間対応が可能です。

【営業時間】9:00～17:00

【活動内容】

◎障害福祉サービス

- ・居宅介護サービス
- ・重度訪問介護サービス
- ・同行援護サービス

◎地域生活支援事業

- ・移動支援事業



〒731-4224 安芸郡熊野町神田14番10号

電話：082-854-4700 FAX：082-854-4701

⑩ヘルパーステーションわいず

居宅介護・重度訪問介護

移動支援



事業内容

【対象者】 身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

【営業日】 月～金曜日（年末年始 日祝日は除く）

【営業時間】 9：00～18：00

【活動内容】

◎障害福祉サービス

・居宅介護サービス

・重度訪問介護サービス

◎地域生活支援事業

・移動支援事業

基本理念 まごころ

ご本人がご在宅で出来る限り自立した生活が送れるよう
にお手伝いいたします。利用者様やご家族に寄り添い
ご本人が穏やかに生活していけるように心のこもった支
援を致します。福祉を通じて地域社会に貢献できるよう
に職員一同 日々笑顔で頑張っております。

〒731-4221 安芸郡熊野町出来庭九丁目9番15号

電話：080-3876-6098 FAX：082-554-7838

e-mail:houmon@ys-co.net

2 障害児通所支援事業所

18歳未満の就学前児・就学児を対象とし、コミュニケーション能力や日常生活動作の獲得・向上を目的とする支援「療育（りょういく）」を実施する福祉サービス事業所です。

⑪はれのいえ

放課後等デイサービス

私たちの指導方針

集団を用いた個人療育に取り組んでいます

子供たちの
『やった!』を増やし、
自尊心を育むよう

自分の思いを
ことばにしたり
相手の気持ちに
寄り添えるよう

特性を理解して
個々の能力を
ひきだせるよう

基本的生活動作
生活のルールを
身につけて
いけるよう

支援しています



内容 放課後等デイサービス

対象 受給者証をお持ちの
小学生～高校生まで

料金 児童福祉法に基づく利用料金の
1割分のご負担

時間 平日：放課後～18:00
長期休暇：11:00～17:00
定休日：土・日・祝日

内容 保育所等訪問支援

対象 1歳から学齡児
幼稚園・保育園・学校・児童会等
(対象地域：熊野町)

料金 受給者証が必要です
1割負担で負担限度額があります

時間 月～金 10:00～13:00
(日・祝・年末年始は休み)

〒731-4222 安芸郡熊野町呉地二丁目7番38号
電話：082-854-2011 FAX：082-854-2011

⑫放課後等デイサービス ららぽーと くまの



放課後等デイサービス

短期入所（18歳未満）

【対象者】小学1年生から18歳までの
受給者証をお持ちの方

【定員】10名

【時間】

月～金曜

15:00～17:00

土曜・祝日・長期休暇

10:00～16:00

【休日】日曜・年末年始・お盆

ららぽーと くまのでは



社会的ルール・交通ルールやマナーの学習、創作活動やミュージックケアなどの集団活動を中心に自立をめざし、ひとりひとりにあった支援を心がけて、楽しく活動しています。



〒731-4211 安芸郡熊野町新宮一丁目5番13号
電話：082-855-1775 FAX：082-855-1777

⑬エンジェルサポート広島スクール



放課後等デイサービス
児童発達支援

～子どもたちの未来のために～

商標：ヒロシまりんちゃん



個性の強い子供達や、発達に心配のある子供達が、自分らしく自主性を大切にしながら過ごせる居場所作りを目指しています。
一人ひとりにタブレットをご用意し、タブレットでの学習を導入しております。
毎月の乗馬体験や餌やり体験もご好評いただいております。

ホームページもございますので「エンジェルサポート広島スクール」でご検索ください。

サービス	児童発達支援	放課後等デイサービス
年齢	未就学児（乳児・幼児）	小学1年～高校3年
曜日	月～金曜日	月～金曜日
休日	土日 お盆 年末年始	土日 お盆 年末年始
サービス 利用時間	平日：11:00～ 14:00	平日：放課後～ 17:00
	祝日等：10:00～ 12:00	祝日等：13:00～ 17:00



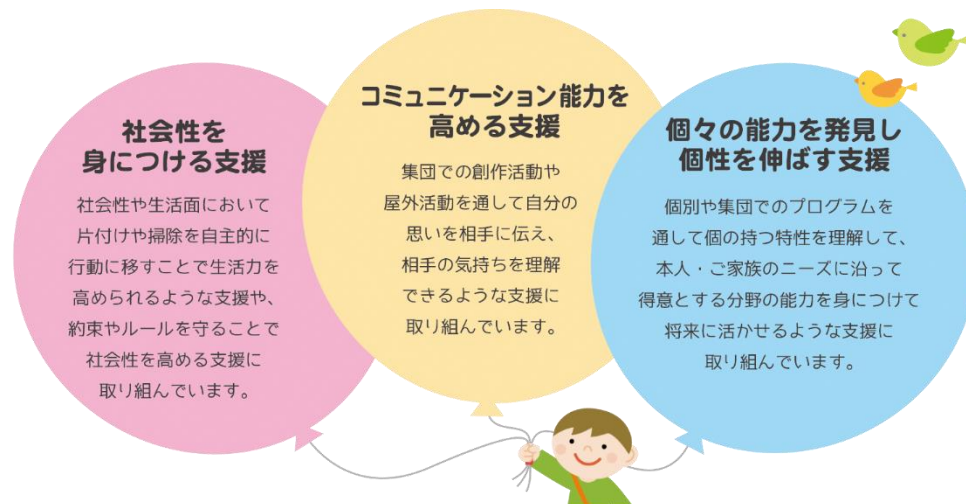
〒731-4227 安芸郡熊野町貴船9番4号
電話：082-847-5774 FAX：082-854-5776
e-mail：info@angel-suport.co.jp
ホームページ：<http://angel-support.co.jp/school/guide/>

⑭にじのいえ

放課後等デイサービス



「にじのいえ」では【自立に向けた取り組み】を目的に支援しています。子供たちの未来を一番に考え、生活力の向上と将来、充実した社会生活が送れることを目指した支援を行っています。そのために次の3つを主な支援方針に掲げています。



【開所日】 平日 月～金（放課後～18:00）

祝祭日 10:00～16:00

長期休暇 11:00～17:00

【休日】 毎週土日、年末年始、お盆

【定員】 1日10名

【対象】 小学生～高校生（受給者証をお持ちの方）

【利用料金】 児童福祉法に基づく料金およそ5,000円未満

※当事業所では集団療育の一環として一般社団法人日本福祉教育コミュニケーション協会と契約して体育館を貸し切り、定期的にサッカー療育にも力を入れて取り組んでいます。



〒731-4215 安芸郡熊野町城之堀九丁目9番46号
電話：082-854-5585 FAX：082-854-5585
e-mail：niji@belage.co.jp

⑮児童発達支援・放課後等デイサービス Lei Aloha

(レイ アロハ)

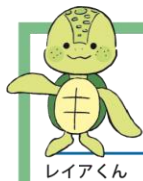


2022年5月OPEN

児童発達支援・放課後等デイサービス

Lei Aloha

営業時間 9:00~18:00【定休日 日曜日・祝日】



児童発達支援

9:00~15:00 (一人50分)

個別療育

レイアくん

0歳~小学校就学前の
発達が気になるお子さま

日常生活の遊びを通して学
びを深めていきます。



9:00~ お迎え

10:00~ 個別支援 (一人50分)



それぞれのお子さまに応じた運動や遊びを計画
し支援します。精神保健福祉士、児童指導員、保
育士がモンテッソーリ教育を参考にサポートさ
せていただきます。主に、ダンス療育、リトミッ
ク、運動等で発達をサポートします。



アロハちゃん

放課後等デイサービス

15:00~17:30

グループ療育

小学1年生~小学6年生の
発達が気になるお子さま

【小学生】 日常生活の訓練、地域交流などを通して、多
くの人との関り、経験を積んでいきます。

学校終了後 お迎え・受け入れ

到着~ 自由活動

16:30~ レクリエーション

17:00~ 帰りの会

17:30~ ご帰宅 (ご相談に応じます。)



運営理念

1. 自分の気持ちを伝えられるように寄り添う
2. 自信を持って自立を目指す
3. 社会参加の機会を提供する
4. 家族・地域と一緒に成長をする
5. いつでもだれでも居たいと思う居場所を提供する

支援方針

- ・「助けて。教えて。」を自ら伝えられるようにする
- ・自分の気持ち、人の気持ちを知る
- ・自分で決定し実行する
- ・「できた!楽しい!」を増やし自己肯定感を上げる
- ・安心して過ごせれる居場所

相談員が
ゆっくり
話を
聴きます!



お問い合わせ先

TEL・FAX 082-554-7873

731-4227 広島県安芸郡熊野町貴船9-12
lei.aloha090@gmail.com



3 計画相談支援事業所

障害福祉サービス・児童通所支援を利用するにあたり、「サービス等利用計画及び障害児支援利用計画」を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

※計画相談の利用にあたっては、負担額は発生しません。

①⑥熊野町社協障がい者相談支援センター



熊野町社協

イメージキャラクターふでまる



長年の障害者福祉サービスの実績を生かし、相談者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

対象障害

- | | |
|---------|-------------------|
| (18歳以上) | (18歳未満) |
| ・身体障害者 | ・身体・知的・精神に障害のある児童 |
| ・知的障害者 | ・難病患者に該当する児童 |
| ・精神障害者 | |
| ・難病患者 | |

相談体制

- ・管理者1名 ・相談支援専門員1名

開所日時

月曜日～金曜日

8:30～17:15

※国民の祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は原則除く

〒731-4214

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号(熊野町地域福祉会館内)

電話: 082-820-5330 FAX: 082-820-5082

ホームページ: <http://park11.wakwak.com/~kumano-shakyo/jigyoku/kaigo/kaigo03.html>

e-mail: kaigocenter@mist.ocn.ne.jp

①⑦障害者活動センター あゆみ



障害のある方やそのご家族が、より楽に、より快適に生活できるよう、障害福祉サービスを利用するためのお手伝い等の支援をします。

対象障害

知的障害者(18歳未満の者を除く)

相談体制

- ・相談支援専門員 1名

開所日時

月曜日～金曜日

9:00～16:00

※国民の祝日を除く

〒731-4229

広島県安芸郡熊野町平谷五丁目260番地1

電話: 082-855-2150

FAX: 082-855-0701

e-mail: ayumi2007@cotton.ocn.ne.jp

⑱スペースぶなの森



利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、総合的・効率的に提供されるよう配慮しています。

対象障害

精神障害者（18歳未満を除く）

相談体制

・管理者1名 ・相談支援専門員1名

開所日時

火曜日～土曜日

10:00～16:00

※国民の祝日を除く

〒731-4227

広島県安芸郡熊野町貴船2番20号

電話/FAX: 082-854-0650

e-mail: buna-mori@gaea.ocn.ne.jp

⑲LEAF



✿ LEAFでは、障がい福祉サービスの申請前のご相談や申請手続きの支援、サービスを利用する場合の計画書の作成、サービス事業者との連絡調整などを行いますが、まずはどんなことでもご相談ください。そこからが、より良い生活に向けてのスタートです。

✿ ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関、また近隣市町の就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業所と連携しています。ご希望の条件にあった機関・事業所をご紹介します。

開所日時

月曜日～金曜日

10:00～16:00

※国民の祝日を除く

対象障害

精神障害者及び知的障害者（18歳未満を除く）

〒731-4222

安芸郡熊野町呉地四丁目11番5号

電話/FAX: 082-562-2129

②⑩相談支援事業所 結（ゆい）



開所日時

10:00～16:00

月曜日～金曜日

※祝日は除く

相談体制

- ・管理者1名
- ・相談支援専門員3名

相談支援専門員が、障害のある方やご家族の皆さまからの相談に応じ、住み慣れた地域で安心して生活が出来るように、皆さまの「これから」を一緒に考えます。

支援とつながる最初の一步として、また適切な支援を受け続けるための伴走者として、ぜひ「結」を利用してみてください。

対象障害

- | | |
|---------|-------------------|
| (18歳以上) | (18歳未満) |
| ・身体障害者 | ・身体・知的・精神に障害のある児童 |
| ・知的障害者 | ・難病患者に該当する児童 |
| ・精神障害者 | |
| ・難病患者 | |

〒731-4215

安芸郡熊野町城之堀九丁目9番49号

電話：082-847-3955

FAX：082-847-3941

e-mail：yui_soudan@yna01.net

②⑪相談支援事業所 心那（ここな）

相談支援事業所



開所日

8:30～17:30

月曜日～金曜日

（ただし、祝日は除く）

相談体制

- ・管理者1名
- ・相談支援専門員1名

相談支援事業所心那（ここな）では、障がいのある方やご家族の生活に関する困り事などのご相談に対しよりよい地域生活を送る為にはどうしたらよいかを一緒に考えて、必要に応じた支援を行い、安心した地域生活が送れるようサポートしていきます。

対象障害

- | | |
|---------|-------------------|
| (18歳以上) | (18歳未満) |
| ・身体障害者 | ・身体・知的・精神に障害のある児童 |
| ・知的障害者 | |
| ・精神障害者 | |

〒731-4214

安芸郡熊野町中溝三丁目1番37号

電話：082-847-5016

FAX：082-847-5018

e-mail：kokona.soudan@gmail.com

②指定特定相談支援事業所 トワクルール

*concept

フランス語で三原色の意味を持つ「トワクルール」

「くらしにかかわること・はたらくこと・楽しむこと」

生活のなかにある3つのいろ

その3つのいろをそれぞれ自由に組み合わせることで

自分だけのいろをつくりだす

みんなといっしょから

ひとりひとりへ

開所日

9:30~18:30

月曜日~金曜日

※祝日は除く

緊急時 24 時間連絡体制

相談体制

- ・ 管理者 1 名
- ・ 相談支援専門員 2 名

地域で生活する障害のある方やそのご家族のための相談窓口です。障がい福祉サービス利用に関する相談と必要な情報提供及び助言、行政や関係機関との連絡調整、その他、障がい者の権利擁護のための必要な援助を行います。障がいのある方が自分らしく地域で生活できるよう、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

対象障害

障がいのある方やそのご家族（18歳未満を除く）

※障害手帳の有無は問いません

〒731-4222

安芸郡熊野町呉地一丁目19番46号

電話：090-9137-0275

FAX：082-521-2945

e-mail：troiscouleurs03@gmail.com

4 協力機関

障害福祉サービス等を提供する場ではありませんが、診察やデイケア、就職相談など、各病院・施設ごとの支援を行います。

②医療法人生和会 呉やけやま病院



診療科目：精神科・心療内科・内科・リハビリテーション科

病床数：184床（精神病棟124床
認知症治療病棟60床）

診療時間：月曜日～金曜日 9:00～12:00

土曜日 9:00～12:00

13:30～17:00

休診日：日曜日・祝日

◎在宅サービス：

デイケア 月曜日～土曜日 10:00～16:00

訪問看護 月曜日～土曜日 8:45～17:00

認知症デイサービス 月曜日～土曜日 9:00～16:00



認知症 サポートプレイス やまカフェ

当院では、地域の認知症の方及びその家族、地域住民の方、認知症について悩みや関心がある方に、お茶を飲みながらゆったりとした雰囲気の中で日頃の悩みなどを語り合う場を提供したく、認知症カフェを開催しております。ご興味のある方は是非ご参加、ご連絡ください。

開催日時：毎月第三土曜日

会場：呉やけやま病院 外来待合室

〒737-0924

広島県呉市焼山南1丁目8-23

電話：0823-33-0511

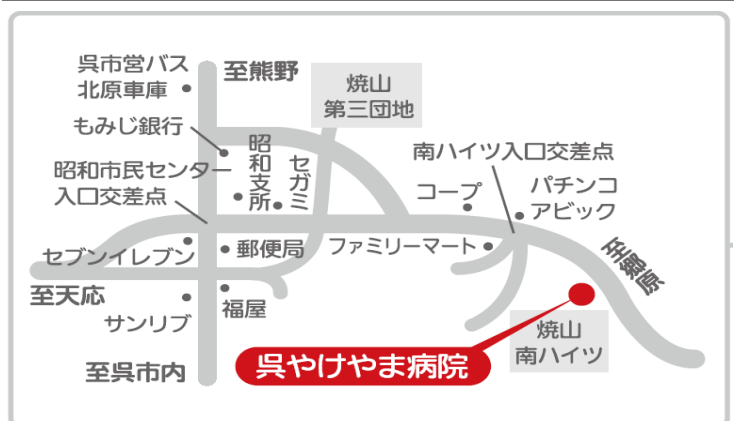
FAX：0823-34-1366

基本方針

- ・ 患者さま、家族の方々の立場に立ちあたたく思いやりのある病院を目指します。
- ・ 自己研鑽につとめ、能力の向上を図り責任ある医療・看護を目指します。
- ・ 生命の尊厳と人権を守り、患者さま、家族の方々に信頼され職員が誇りを持って働ける病院を目指します。

呉やけやま病院は昭和42年8月以来、呉市のベッドタウンとも言える焼山の郊外にある、精神科・心療内科の患者さまを中心に外来診療、リハビリテーションを備えた入院治療を行っております。平成27年10月、患者さま、ご家族の方々によりご満足していただける医療サービスの提供を目指して、新病院を建設いたしました。

これからも地域に根ざした精神科医療をご提供できるように精進してまいります。



②医療法人あさだ会 浅田心療クリニック



やさしく響きあう

「ブナの森」のように

私たちは、「こころの病」と闘い苦悩されている方や、そのご家族の方々に、ブナの森にいるような安心感と信頼感が感じられる診療体制と環境づくりに取り組んでいます。

浅田心療クリニックの職員は、一人一人がより良い医療サービスについて、「感じ」「考える」人であり続けることに努めます。

〒736-0087

広島県広島市安芸区矢野町700

電話：082-888-1191

FAX：082-888-1193

診療科目：児童心療内科・思春期心療内科・
心療内科・精神科

外来診療

患者様の回復をここから願うところから始まる、
こころの通った診療・支援活動を行っています。

診察時間：月曜日～土曜日（祝日を除く）

9：00～17：00

＊ 初診の方は、前もってお電話でご予約ください。

＊ 緊急の場合はご相談下さい。

デイケア 月曜日～金曜日

9：00～15：00

訪問看護室 月曜日～土曜日（祝日を除く）

〔就労継続支援（B型）事業所〕

スペースぶなの森

火曜日～土曜日（祝日を除く）

活動時間：9：30～15：30

喫茶営業時間：9：30～16：30

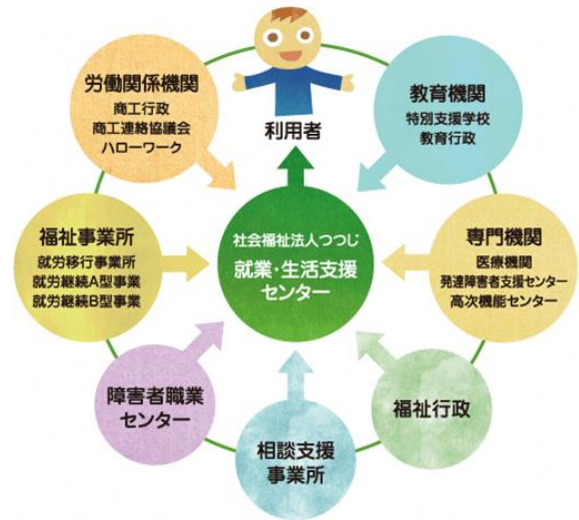


㊫社会福祉法人つつじ

広島東障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターとは

障害のある方が地域で安心して就業し生活を送ることができるよう支援します。ハローワークや企業、福祉サービス事業所、学校、医療機関などと連携を取り、障害のある方の就業や生活のサポート、事業主の方の雇用に関するサポートをします。



こんなサポートをしています

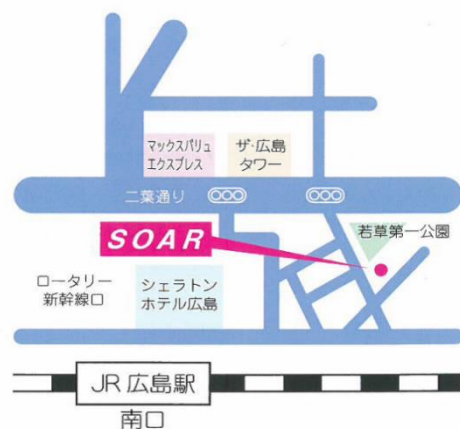
- * 就職についての相談をお受けします。
- * ハローワークに同行するなど仕事探しをお手伝いします。
- * 就労移行支援事業所などの訓練機関を紹介します。
- * 職場での見学や実習を提案同行します。
- * 見学や実習、面接に同行します。
- * 就職後、企業で長く働けるように職場訪問や面談を行います。

開所日時

平日（月曜日から金曜日）

※土・日・祝日及び年末年始はお休み

8:45～17:30



〒732-0053 広島市東区若草町15-20 就労サポートセンターSOAR 5F

電話：082-262-5100 FAX:082-262-5102

e-mail: h-syugyo-tutuji@crest.ocn.ne.jp

Ⅲ サービス申請の流れ（新規・更新）

サービスの利用を希望される場合は、事前に役場で手続きが必要となります。

ここでは、その手順についてご説明します。

①サービスの利用申請

- ・サービスの利用に係る申請書を熊野町役場社会福祉課に提出します。

②相談支援事業所に計画相談作成を依頼

- ・利用計画（「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」）を作成してもらう。

③サービス等利用計画案の提出

- ・相談支援事業所は利用者に面会し、サービス利用の意向等を確認の上、利用計画案を作成します。
- ・利用計画案を受け取りましたら、計画案、支給申請書、依頼届出書を社会福祉課に提出してください。
※自分で提出が難しい方は、相談支援事業所に相談してください。

社会福祉課による調査

- ・障害支援区分認定調査、概況調査、サービス利用の意向調査を受けていただきます。
※ 障害支援区分認定調査は、原則18歳以上の障害者の方が障害福祉サービス利用の場合のみ行います。
また、更新のみの場合は、認定調査を省略します。
児童の場合は、その場で聞き取り調査を行います。

④支給決定

- ・社会福祉課から、サービスの支給決定通知と受給者証が自宅に郵送されます。
※契約をした相談支援事業所名とモニタリング期間が記載されていますので、確認してください。

⑤サービス等利用計画の作成

- ・相談支援事業所は、支給決定された障害福祉サービスの種類、内容等を確認し、サービス等利用計画を作成します。

⑥サービスの利用・モニタリング

- ・ 障害福祉サービスや障害児通所支援を提供する事業者と契約を結んでください。
- ・ 相談支援事業所は、利用計画の内容に沿ったサービスが提供されているか確認（モニタリング）し、必要に応じて利用計画の見直しを行います。

※ モニタリングの期間は、利用者ごとに違います。（受給者証記載してありますのでご確認ください。）

※ モニタリング月には、相談支援事業所の相談支援専門員が自宅を訪問します。

※ サービスの更新、内容の変更や新たなサービスの利用が必要になったときは、相談支援事業所に相談してください。利用計画の見直しを行い、利用申請等に関する支援を行います。



IV 主な相談窓口

「生活に困りごとがあるけど、どこに相談したらいいかわからない・・・」、「子どもの発育が気になる・・・でもどこに相談したらいいかわからない・・・」などの困りごと相談に応じる窓口です。

お困りのことがあれば、遠慮なくご相談ください。

① 主な相談窓口

名称	所在地	電話番号	備考
熊野町社会福祉課	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5635	
熊野町健康推進課		082-820-5637	
熊野町高齢者支援課		082-820-5605	
熊野町社会福祉協議会	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-855-2855	
広島県西部保健所広島支所	広島市中区基町 10-52	082-513-5521	こころの健康相談
広島県立身体障害者更生相談所	東広島市西条町田口 295-3 県立障害者リハビリテーション センター内	082-425-1455	身体障害
広島県立総合保健福祉センター 「こころの電話相談」	安芸郡坂町北新地 2-3-77	082-892-9090	月・水・金 (祝日及び 12/29 ～1/3 を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30
社会福祉法人 柏学園	安芸郡府中町青崎東 7-12	082-282-6500	
広島県西部こども家庭センター	広島市南区宇品東 4-1-26	082-254-0381	知的障害
広島県発達障害者支援センター	広島市西条町西条 414-31 サポートオフィス QUEST 内	0824-90-3455	発達障害

② 身体障害者相談員

身体に障害のある人のいろいろな相談に応じ、関係機関に連絡をとり、必要な援助を行っています。

氏名	住所	電話番号	FAX
中富 ヒロ子 (ナカミ ヒロコ)	熊野町石神 1 番 23 号	082-854-1049	同左
佛圓 フミ枝 (ブツエン フミエ)	熊野町初神二丁目 16 番 6 号	082-854-3184	—
住川 昌満 (スミカ マサミツ)	熊野町城之堀一丁目 22 番 19 号	082-854-7205	同左

③ 知的障害者相談員

知的障害者の社会生活のために必要な援助を行っています。

氏名	住所	電話番号	FAX
馬場 真二 (ババ シンジ)	熊野町平谷五丁目 260 番地 1 障害者活動センターあゆみ内	082-855-2150	082-855-0701

